

何とか、ふれあい通信第3号の発行です。巻頭を飾る「●●からひと言」コーナーが今回は、ひと言では済まない寄稿になっていますが、労福協の原点となるべく組織の生い立ち等を読み取ることができます。是非最後まで目をとおしていただきたいと思います。

【1】田川副理事長（こくみん共済 coop 熊本推進本部長）からひと言では言えないお話

熊本県労働者福祉協議会を支えている労働組合・事業体のみなさん、お疲れ様です。

熊本県労協副理事長でこくみん共済 coop 〈全労済〉熊本推進本部本部長の田川仁です。労福協の「ふれあい通信」第3号への投稿を依頼されましたので、「こくみん共済 coop 〈全労済〉の成り立ち」を皆さんに知ってもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。

こくみん共済 coop 〈全労済〉の成り立ち

1. 共済事業の開始と法整備

(1) 終戦直後、日本協同組合同盟が結成（賀川豊彦会長・現在の日本生協連の前身）。保険業法のもとで協同組合保険の法制を求める運動が賀川豊彦氏などにより行われたが、保険業界などの反対で実現せず断念。

⇒ 日本協同組合同盟の綱領第3項

「労働者、農漁民による自主的金融機関の設立と高度なる協同組合同的保険の確立を期す」

(2) その後、協同組合保険の関係者は、各種の協同組合法の制定にあたり「共済」という形で事業の根拠を創り出し、いずれの法律にも「共済事業」が挿入された。

- 1947年農業協同組合法（農協法）
- 1948年消費生活協同組合法（生協法）
- 1949年中小企業等協同組合法（中企法）

2. 労働者福祉運動としての共済の始まり

(1) 1950年頃から、労働組合や生協関係者の間に労働者福祉運動のひとつとして「共済」への関心が高まる。労働者福祉対策中央協議会（中央労福協）や日本生協連が「共済事業」を提唱

(2) 労働組合を中心とした共済活動は、1954年12月に大阪で始まり、全大阪労働者福祉対策協議会（大阪福対協）が火災共済事業を開始。その後、1955年に新潟、1956年に富山、長野、北海道、群馬、福島で設立。

3. 消費生活協同組合法制定当時の背景（1948年7月30日公布。同年10月1日施行）

(1) 国民生活の困窮・混乱

戦後、経済は壊滅的状况にあり、生活物資の不足配給機構の混乱のもとで国民の暮らしは極限的な状況にあった。※闇取引、横流しなど配給に絡む弊害が発生

(2) 消費組合の設立

国民自らの暮らしを守るため、各地に、戦時中の町会を単位とした地域消費組合や、工場・鉱山その他事業場を単位とした職域消費組合が設立されていた。

(3) 根拠法の未制定

中小商工業者のための「商工協同組合法（1946年11月施行）」、農業者のための「農業協同組合法（1947年12月施行）」は制定されていたが、消費者のための消費組合について法定化されていなかった。

(4) 大規模小売業を前提としない競合環境

小売業は、百貨店以外はほとんどが家業レベルの零細商店であり、県域をまたぐ小売業の存在は想定されていなかった。

(5) 限定された共済事業

法制定当時の共済事業は、慶弔見舞金程度のものだった。

4. 福対協から労働者共済生協へ

(1) 福対協として始まった地域の労働者共済運動は、まもなく各県の労働組合の力により、「生協法」にもとづく「労働者共済生協」として設立。

⇒ こくみん共済coopの産みの親は、労働組合であり福対協（労福協）

(2) 1957年にその時点で設立されていた18都道府県労済は、中央組織として「全国労働者共済生活協同組合連合会（労済連）」を結成。火災再共済事業を開始。

⇒ この1957年を現在のこくみん共済coopの設立の年としている。

(3) その後、各県で火災共済事業をおこなう各県労済が次々に設立。1964年の埼玉での設立、1971年の沖縄での設立をもって全県で設立となった。

(4) さらに1976年に労済連設立以来の念願であった全国事業統合が実現し、こくみん共済coopが誕生。

5. 全国統合のメリット（当時）

(1) 運動の推進上

- | | |
|----------------|--------------------------|
| ① 保険資本と闘う力量の増大 | ② 組織強化と運動の拡充 |
| ③ 単協格差の是正解消 | ④ 統一指導（企画、調査、宣伝、教育）の集中強化 |
| ⑤ 結集資金の地域還元制度化 | ⑥ 加入者、集団（労働組合）へのサービス向上 |
| ⑦ 社会的信用の増大 | |

(2) 制度・経営上

- | | |
|---------------------|------------------|
| ① 各種制度内容、取り扱いの統一簡素化 | ② 事業量の増加と危険率の安定化 |
| ③ 経費の合理化と集中効率化 | ④ 事務処理の集中管理 |
| ⑤ 資金運用の効率化 | ⑥ 職員配置および賃金の統一化 |

6. 熊本県労働者共済生活協同組合「設立趣意書」（原文）

労働者がみじめな生活のなかから少しでも人間的な生活を斗いとうとする意欲が労働者の団結となり、労働組合の組織となり、権利を守り、生活を守り、平和を守る広汎な斗争へと発展しております。労働者の生活を守る経済斗争は積極的に賃金を上げる斗争と消極的ながら実質的賃金を確保する福祉活動の強化にわけられますが、賃金斗争が組織的に労働者をむすびつける、縦の紐帯であるとするれば、福祉活動は相互共済を通じて労働者の連帯意識を高める横の紐帯であるといえましょう。

近来労働者独自の自主的福祉活動が全国に活発化し従来の生協活動の外に新しく共済事業

がとりあげられるようになりました。昭和二九年十一月大阪で初めて実施された火災共済事業は今や二十九都道府県に設置され、現在設立準備中のものも数指を数えるに至りました。また共済生協の連合体である全国労働者共済生活協同組合連合会（労済連）は火災再共済事業の外全国一本の生命共済事業を開始し近くは団体所有の建物を対象とする火災共済を初めようとしています。

更に全国労働金庫協会を母体として日本労働者住宅協会が昨年六月九日新設され政府資金を導入して全国各地に労働者住宅建設の計画も進められているのであります。

福祉活動がかくも急速に進展している現状は、一つは労組内部において賃上げ斗争に並行して実質賃金を確保すると斗争の比重が倍加したことであり、つぎには労働金庫が着実に発展し、労働者が自らのためにする経営に自信をもつてきたことによるものでありましょう。

熊本県に於いても一昨年来福祉共済事業の研究が続けられ昨年十二月三日（昭和33年12月3日）熊本県労働者福祉協議会の発足を見、これを母体として熊本県労働者共済生活協同組合設立の機運は急速に高まって来ました。火災共済初め各種共済事業をおこして相互共済の実をあげ全国の同志と相提携して働く者の生活の向上を計るため生活協同組合を設立せんとするのであります。

ここに設立の趣意を明らかにしてご賛同を御願する次第であります。

昭和三十四年二月一日
設立発起人代表 百武 秀男

【2】中央労福協活動コーナー

- 「教育費や奨学金返済の負担を軽減する税制支援」オンライン電子署名

11月末現在 14,466人

- 中央労福協第65回定期総会

日時 2021年11月26日 13時30分～

総会スローガン

- ・社会的セーフティネットを強化して貧困な分断をなくし、コロナ危機を乗り切ろう!
- ・教育費負担を軽減し、だれもが安心して学べる社会を実現しよう!
- ・労働者自主福祉運動の役割を發揮し、地域に共助の輪を広げよう!

役員改選

- ・神津里季生会長退任に伴い新会長に「芳野友子連合会長」が就任
(神津前会長は顧問に就任)

Web 学習会

- ・第17回は神津顧問を講師として開催

【3】県労福協活動コーナー

- 自然災害遺児救援会支援 2021 県労福協・事業団体チャリティーゴルフコンパ
2021年11月26日（金）開催。好天のもと134名が参加。いただいた参加費については、熊本県自然災害遺児救援会に寄付をいたしました。また、熊本県労

働者福祉会館に入居されている「マイルストーンコンサルティング」武田会長から主旨に賛同いただき寄付をいただきましたので、併せて贈らせていただきました。

参加者の皆様、また、会場確保にご尽力いただきました私鉄総連の福田書記長様に感謝いたします。

■ 連合熊本・県労協合同研究集会

2021年12月7日(火) ANA クラウンプラザホテル熊本ニュースカイにて“ポストコロナの時代における共助の力”をテーマに開催しました。各事業体からの報告のあと、講師に熊本学園大学宮北 隆志教授をお招きして「今だからこそ考えよう、持続可能でレジリエントな暮らしと社会の再構築」という演題で1時間30分講演をいただきました。体調が十分でない中、先生の熱い思いを感じた1時間30分であり、労協が目指す、「連帯・協同で安心・共生の福祉社会」と通じるものであります。宮北先生の益々のご活躍とご健勝を心から願うばかりです。

(詳細は、「ふくしふれあい」新年号で紹介予定)

また、参加者からいただいたアンケートは集約が終わり次第ご紹介させていただきます。

【4】雑学(トリビア)コーナーふれあい通信第2号続編

〈気候変動は自然・社会・経済に影響を及ぼす〉

気候が変わると我々の生活にどのような影響が出るのか。現在進行中の気候変動によって予測されている影響を紹介する。

■ 自然環境への影響

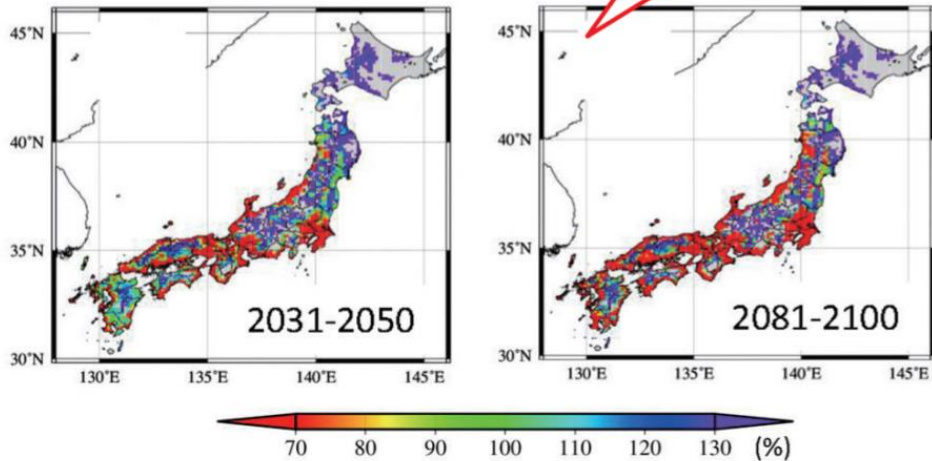
気候変動はまず自然環境に影響を与え始める。例えば豪雨が増加することで河川の流量も変化し、それによって洪水や土砂災害が引き起こされる。前述のとおり、日本の降水量は減少しているが豪雨は増加している。今後、気候変動が進行すれば、土砂の深層崩壊により河川流域の複合的な水害・土砂災害の激甚化が予測されている。

また、気候変動は生態系にも影響も与える。例えば、気候変動による温暖化でサンゴ礁が消滅する可能性がある。また、日本固有の動物であるニホンライチョウの生息域が減少したり、南方系魚類が東京湾に定着するといった影響も考えられている。

■ 人間社会への影響

自然環境への影響は人間社会へも影響を与える。気温の上昇や降水量の減少はお米や果物の品質を悪くする。特にお米に関しては、一部地域の高温化によってすでに収穫量が減少していることも報告されている。また、高気温は人体への健康被害も招きます。近年、熱中症による死亡者数は増加傾向にあり、2010年は過去最多の1731人、直近の2018年でも1581人も死亡者が出ているのです。

品質の高いコメの収量が赤色に近いほど少なくなり、紫色に近いほど増える。



年齢(5歳階級)別にみた熱中症による死亡数の年次推移(平成7年～令和元年)
～ 人口動態統計(確定数)より

年 齢	令和元年 (2019)	平成30年 (2018)	29年 (2017)	28年 (2016)	27年 (2015)	26年 (2014)	25年 (2013)	24年 (2012)	23年 (2011)	22年 (2010)	17年 (2005)	12年 (2000)	7年 (1995)
総 数	1 224	1 581	635	621	970	529	1 077	727	948	1 731	328	207	318

産業・経済活動への影響

気候変動によって自然環境から人間社会へ影響が及んだ先には、産業・経済活動へ影響が派生している。

2011年、タイで発生した洪水は現地の日系企業に大規模な被害をもたらした。現地では精密機器の部品を製造しており、サプライチェーンを通じて日本国内企業におよそ150億円もの損失が出たと試算されている。

日本でも豪雨や強い台風など気象の極端現象が増加し強まることで、産業生産プロセスが滞るなど甚大な被害が経済へ影響を与えると予測されている。

〈人類はどのように気候変動に対応してきたか〉

前述の通り、地球温暖化による気候変動は人間活動が原因であると断言されている。しかし、人類はこの地球温暖化を黙って見ていたわけではない。

IPCCの誕生

1985年、世界の有識者は既に「21世紀前半にはかつてなかった規模で地球の平均気温の上昇が起こりうる」との見解を発表している。この発表をきっかけに1988年IPCC(気候変動に関する政府間パネル)が誕生し、地球温暖化についての研究が始まった。

日本でも1990年に「地球温暖化防止行動計画」が公布されている。これは、2000年以降の二酸化炭素排出量を1990年と同程度にする目標であったが、二酸化炭素排出量は経済の発展とともに増加し続け、目標達成とはならなかった。

COP の開催

一方世界では、1992年に地球サミットで「気候変動枠組み条約」が締結されている。この条約を基にして1995年よりCOP（条約を締結した国が参加する会議）が開催されることとなった。

ここでは、温室効果ガス排出量削減策などを協議する場として第1回ドイツ・ベルリンで開催されて以降、毎年開かれている。日本では京都で第3回COPが開催され、京都議定書が締結されることになった。

京都議定書の締結

京都議定書は1997年に第3回COPで締結された議定書である。この中では、温室効果ガスを2012年までに1990年水準と比較して5.2%削減する法的拘束力をもつ目標設定や、EUは8%、アメリカは7%、日本は6%削減とすること、排出量の取引を可能とするなど具体的な温暖化対策の目標が締結された。

しかし、京都議定書は長期的な取り組みでないことやインドや中国といった主要排出国が削減義務を負っていないなどの課題がある中での採択となってしまった。

パリ協定の採択

2015年、パリで開催されたCOP21においてパリ協定が採決されました。京都議定書は2012年までの短期目標且つ、目標を定められた国が限定的だったのに対して、パリ協定は全世界の国が参加して世界の平均気温の上昇を産業革命前の2℃未満（努力目標1.5℃）に抑えることや21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としました。

2016年にパリ協定は批准を満たして発効され、世界各国が気候変動の対策に力を入れ始めることとなったのです。

〈気象変動に対応するためには脱炭素が鍵！〉

気象の変動が気候を変化させ人間生活へも大きな影響を与えていること、そして世界的に気候変動に対応するための取り組みが推進されている。

では、私たちにできる取り組みはあるのか。既に起きている気候変動に対してできることは「緩和」と「適応」だと言われている。

脱炭素社会に向けた日本の動き

2020年10月26日に菅義偉総理大臣は、臨時国会で2050年までにカーボンニュートラルを達成することを宣言した。カーボンニュートラルとは温室効果ガスの排出をゼロにすることであり、脱炭素社会を実現するという重大な宣言である。

日本国内では、カーボンニュートラル実現に向けて改正地球温暖化対策推進法の成立や地域脱炭素ロードマップが決まるなど、取り組みが加速している。

気候変動の発生を抑止する取り組みとしての「緩和（Mitigation）」

カーボンニュートラルの実現は、気候変動に対する「緩和」に分類される取り組みの一例です。つまり、「緩和」とは温暖化の原因となるCO₂の排出を積極的に抑制することで

ある。温室効果ガスを減らしていくことで、地球の平均気温が予測より少しでも低くなれば、それだけリスクは減る。

IPCC の第 5 次報告書には、地球温暖化のシナリオが 4 種類ある。最もリスクが高いシナリオは 2100 年までに地球の平均気温が更に 2.6~4.8℃上昇するというシナリオで、最も低いシナリオは 0.3~1.7℃です。

緩和とは最も低いシナリオを実現するための取り組みということになる。二酸化炭素などの温室効果ガス排出を減らすための具体的方法として、省エネの推進や再生可能エネルギーの普及が挙げられる。

気候変動への「適応 (Adaptation)」

気候変動には「適応」する必要もある。「適応」とはすでに起こりつつある気候変動の影響によるリスク回避していくこと、また、新しい気候条件を利用して自然や人間社会の在り方を調整していくことである。

具体的方法として減りつつある降水量の渇水対策や農作物の新種開発、高くなる最高気温に対する熱中症対策などが挙げられる。

〈気象変動の関心を高め、脱炭素に向けた取り組みを行おう！〉

人類の経済活動が気象の変化を引き起こし、気候変動を招いている。気候変動は結果として人類の経済活動に影響を与え、すでに多くの損失が出ている。

まずは、私たちができる「緩和」と「適応」からはじめていく。そして気候変動による事業リスクを把握し、適応策を考えることが重要である。

気候変動を克服し持続可能な発展のためには、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすこと」(1987年ブルントラント委員会・・・1984年国連に設置された環境と開発に関する世界委員会)

※出典：環境省・気象庁・アスエネ（株）、首相官邸「第二百三回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説」、環境省「脱炭素ポータル」

【4】福祉事業団体の活動

以下の URL からご覧ください。

(1) 九州労働金庫熊本県本部

<https://kyusyu-rokin.com>

(2) こくみん共済 coop 熊本推進本部

<https://www.zenrosai.coop/contact/zenkoku/kumamoto.html>

(3) ユニオントラベル熊本

<http://unitora.com/>

(4) 秋津レークタウンクリニック

<https://akitsu-laketown.jimdofree.com/>

(5) ライフサポートセンターくまもと

<http://blog.rofuku.net/kumamoto-lsc/>

(6) 熊本県労働者福祉会館

[\(http://www.roukan.org/\)](http://www.roukan.org/)

【5】事務局から一言

■気候変動について、2号、3号で共有させていただきました。まずは、足元から見つめ直していくことが大切ですね。利便性を求めてきた私たちにも大きな責任があります。今冬は、原油価格の上昇に伴い、ガソリン・灯油の価格が高騰しています。特に冬場の必需品「灯油」は1缶(18ℓ)2,000円くらいします。しっかり着込んで寒さをしのぐのか。皆さんどうされますか。

■**新型コロナウイルス感染者**「ゼロ」の日が続いています。回りを見渡せば、ここぞとばかり「Face to Faceによるコミュニケーション」があっているようです。

このまま収束～終息へ向かってほしいものです。オミクロン株の拡大が気掛かりですが。また、年末を控え、去年は自粛した帰省もできそうです。久しぶりに顔を合わせる方もいらっしゃるでしょうし、会話も弾むことでしょう。平穩に新年を迎えることを願わざるを得ません。

少しずつ環境が変わってきています。是非旅行・飲食の際は「ユニオントラベル熊本」のご用命をお願いしませう。

■**2022年** 十干が「壬(みずのえ)」、十二支が「寅」の年にあたるので、干支は「壬寅(みずのえとら)」です。「壬」は「妊に通じ、陽気を下に妊(はら)む」、「寅」は「蟻(ミミズ)に通じ、春の草木が生ずる」という意味があるそうです。そのため「壬寅」は厳しい冬を越えて、芽吹き始め、新しい成長の礎となるイメージです。また、寅は勇猛果敢な動物。また、決断力の高さや才覚のある様子も表されているそうです。コロナ禍を乗り越えて、新たなスタートとなることを願います。

■**余談** K.Uは、小学校の恩師の言葉「ニワトリは素足でも風邪はひかん」を信じて50数年以上、仕事時以外は素足で生活してきました。しかし、昨年子どもがなるものばかり思っていた「しもやけ」になってしまい苦痛の日々でした。予防に心掛け今年は大丈夫と思っていましたが、今年も・・・寒い時代の病気と思っていましたがそうでもないようです。しかしこれ以上の地球温暖化はなんとしても、今の世代で止めなければなりません!!

「持続可能な社会をめざして」「誰ひとり取り残さない社会をめざして」そのような思いでふれあい通信を継続していくことができれば・・・

ご意見、ご要望をお聞かせください。

一般社団法人 熊本県労働者福祉協議会

〒862-0976

熊本県熊本市中央区九品寺 1 丁目 17-9

TEL 096-375-6029 FAX 096-375-6030

E-mail rofuku@lime.ocn.ne.jp